

情報セキュリティ関連規程

(目的)

第1条 この規定は、北海道美幌高等学校（以下「本校」という。）のネットワークおよび情報資産の適正な管理・運用、個人情報の適切な取扱いの確保に関して必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 情報資産とは、電子データおよび記録媒体、当該電子データを処理若しくは伝送するための設備機器等本校が使用、所有又は管理するものをいう。

(適用範囲および適用者)

第3条

- (1) 本校に関わる情報資産全てを対象とする。
- (2) 本校に関わる情報資産及びネットワーク、情報システムに関わる全ての者とする。

(ネットワークの運用)

第4条 ネットワークの運用に当たっては次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 生徒、保護者及び教職員に関する個人情報の保護及び人権に配慮する。
- (2) 生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、総合的な学習の推進、国際理解教育の推進に寄与する。
- (3) 地域社会に開かれた学校づくりの推進に寄与する。

(ネットワーク管理者)

第5条 ネットワーク管理者は次に定めるものとする。

- (1) ネットワークを管理するシステム管理責任者は校長（以下「管理責任者」という。）とする。
- (2) ネットワークの運用・管理の適正を図るため、システム責任者を置く。システム責任者は総務部より1名選出す

第6条 ネットワークの管理・運用については、事務部と連携し、総務部庶務チームが行うものとする。

(ネットワークの主な利用形態)

第7条 ネットワークの主な利用形態は、次の事項に定めるものとする。

- (1) 北海道教育情報通信ネットワーク
- (2) 校務支援システム
- (3) 校内ネットワーク（共有ファイル）

(個人情報の範囲と取扱い)

第8条 個人情報の範囲と取扱いについては、次の各事項によるものとする。

- (1) 個人情報の取り扱いについては、「北海道個人情報保護条例」に基づいて適切に取り扱うこと。
- (2) ネットワークを利用して生徒の情報を発信する場合には、保護者及び本人の事前の同意を得ること。教職員については、本人の了承を得た上で発信することができる。
- (3) ネットワークで発信する生徒及び教職員等の個人情報の範囲と取扱いについては、次の各号に定める。

ア 氏名

原則として、姓名は使用しない。ただし、教育上必要な場合には上記(2)を遵守し、管理責任者の承認を得て、姓名を使用することができる。

イ 画像

生徒・教職員等の画像を使用する場合は、個人が特定できないような加工をするなどの配慮をする。ただし、教育上必要な場合には、上記(2)を遵守し、管理者責任者の承認を得て、個人の画像を使用することができる。

ウ 生徒・教職員等の各種作品、研究成果等

生徒・教職員が作成した各種作品や研究成果、活動記録等は、著作権に十分配慮し、必要に応じて発信する。

(情報セキュリティ対策)

第9条 情報セキュリティ対策については、次の各事項によるものとする。

- (1) 個人情報保存された外部記録媒体（USB、CD等）の校外への持ち出しは原則禁止とする。ただし、校外への持ち出しが必要な場合は校長の許可を得ること。
- (2) 本校所有のパソコンの校外への持ち出し及び個人のパソコンの校内持ち込みを原則禁止とする。
- (3) 校内ネットワークに保存されている共有ファイル（特に、個人情報）は、各担当分掌が責任を持って管理すること。
- (4) 複数人数に電子メールを送信する場合は、特に必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
- (5) 登録許可を得ていないソフトウェアをパソコンにインストールしないこと。ただし、教科等で必要な場合は事務部担当者に報告し、登録についての指示を受けること。

(IDの取扱い)

第10条 各システムで使用しているIDを他人に使用させないようにする。

- 2 共同IDを使用する場合は、当該共同IDの使用者以外に使用させないようにする。

(パスワードの管理)

第11条 各システム利用者は、パスワードを他人に知られないよう管理し、他人からの照会等に応じないこと。

- 2 前項の場合において、各システム利用者は、容易に推定されない文字列（各システムで指定された文字列）を用いてパスワードを作成し、必要に応じて定期的に変更する。

(ホームページの管理・運営)

第12条 ホームページの取扱いについては、次の事項によるものとする。

- (1) ホームページは、次の目的のために公開・運営する。
 - ア 本校の教育活動およびその他の活動全般について、広く一般公開する。
 - イ 本校と保護者、地域社会等との交流を促進する。
 - ウ その他、本校の教育活動をより充実・発展させるために活用する。
- (2) ホームページの管理・運営は総務部魅力化チームで行う。
- (3) ホームページの作成・内容更新については、管理責任者の承認を得て実施する。また、管理責任者は、掲載内容が不適当と判断した場合、掲載を中止させることができる。
- (4) ホームページの作成に当たっては、法律上、マナー上の禁止事項に十分留意する。

(ネットワークの利用報告)

第13条 管理責任者は、ネットワークの利用状況について必要に応じ、教職員に報告を求めることができる。

(補則)

第14条 この規定の施行に関し必要な事項は、システム責任者に委任する。

附則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

令和5年4月1日一部改正